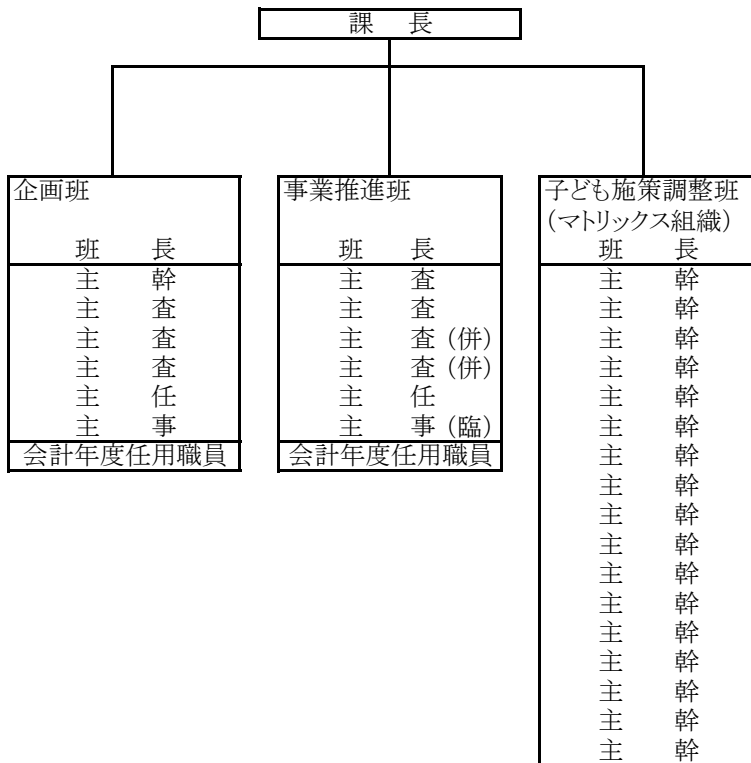


# 【子ども未来政策課】

# 1 子ども未来政策課の業務概要

## (1)組織図

機関名:子ども未来政策課

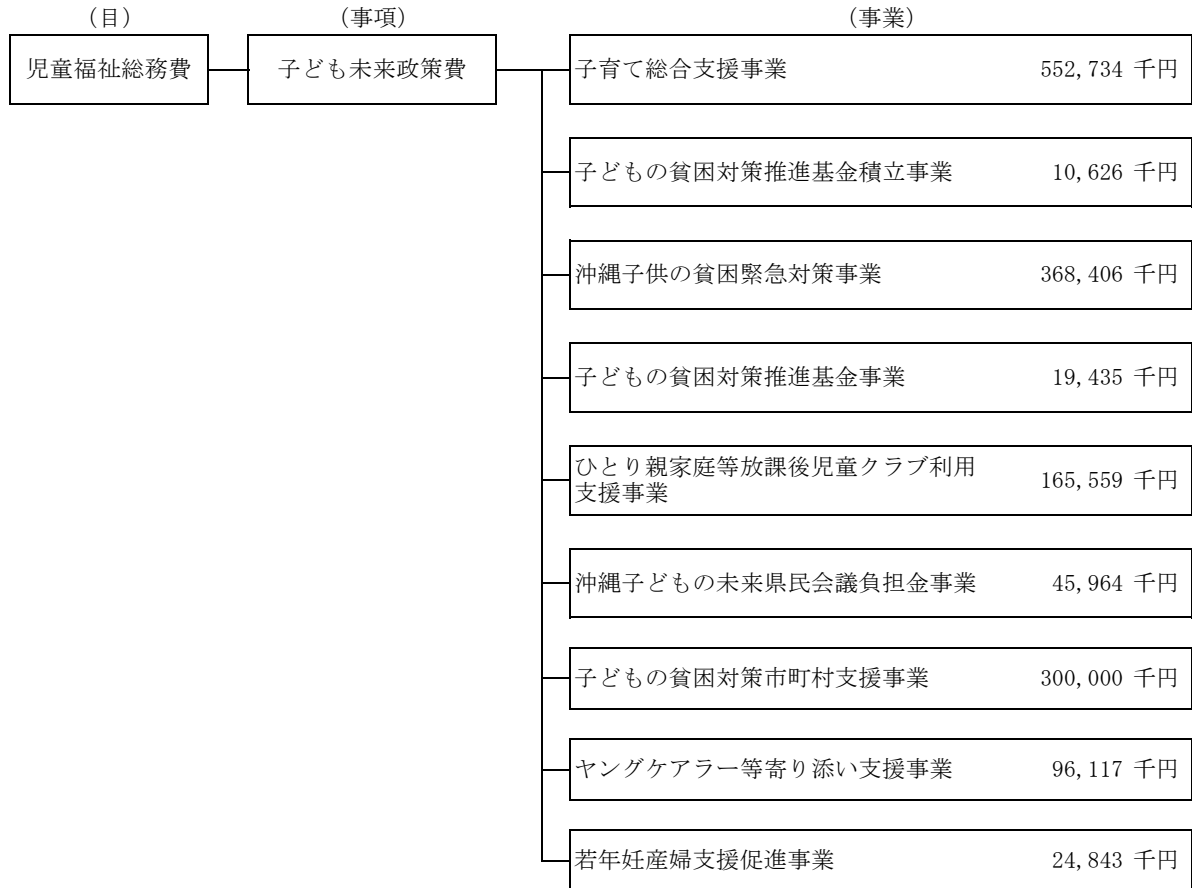


- ※企画班主幹が兼ねる
- ※総務私学課私学・法人班長が兼ねる
- ※福祉政策課総務企画班長が兼ねる
- ※保護・援護課保護・自立支援班長が兼ねる
- ※青少年・子ども家庭課青少年育成班長が兼ねる
- ※子育て支援課子育て班長が兼ねる
- ※障害福祉課地域生活支援班長が兼ねる
- ※保健医療総務課総務企画班長が兼ねる
- ※健康長寿課健康推進班長が兼ねる
- ※地域保健課母子保健班長が兼ねる
- ※雇用政策課雇用対策班主幹が兼ねる
- ※労働政策課能力開発班長が兼ねる
- ※教育庁総務課総務班長が併任する
- ※教育庁教育支援課教育支援班長が併任する
- ※教育庁県立学校教育課副参事が併任する
- ※教育庁義務教育課副参事が併任する
- ※教育庁保健体育課健康体育班長が併任する
- ※教育庁生涯学習振興課生涯学習班長が併任する

## (2)事務分掌

<p><b>企画班の事務</b></p> <p>(1)課の総括に関すること。                  (2)沖縄県子どもの貧困対策計画に関すること。                  (3)沖縄県子どもの貧困対策推進会議に関すること。                  (4)子どもの貧困対策に関する施策評価(沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議を含む)に関すること。                  (5)沖縄県子どもの未来県民会議に関すること。                  (6)沖縄子ども調査等に関すること。                  (7)子どもの貧困問題及び対策の広報啓発に関すること。                  (8)子ども施策調整班(マトリックス組織)の総括に関すること。                  (9)その他、子どもの貧困対策に関すること(他班所掌を除く)</p>
<p><b>事業推進班の事務</b></p> <p>(1)沖縄県子どもの貧困対策推進基金(基金を財源とした事業含む)に関すること。                  (2)沖縄子供の貧困緊急対策事業に関すること。                  (3)子育て総合支援事業に関すること。                  (4)子どもの貧困問題に対する学校等への理解増進に関すること。                  (5)その他、子どもの貧困対策に関すること(他班所掌を除く)</p>

(3) 主要事業の体系図



## 2 子どもの貧困対策

### (1) 沖縄県における子どもの貧困率

平成27年11月に県が実施した調査における沖縄県の子どもの貧困率は29.9%で、全国の13.5%と比較し約2倍となっている。

また、母子世帯など子どもがいる大人が1人の世帯の貧困率は58.9%となっている。

(表5-1) 子どもの貧困率の推計

	サンプルA	サンプルB	国(参考)※3
自治体数	8自治体	35自治体	
世帯数	41万2,805世帯	55万5,544世帯	
子ども数	20万3,591人	27万7,110人	
H22国勢調査による沖縄県全体の17歳以下の子ども数に対する割合	約68%	約93%	
子どもの相対的貧困率	29.9%	推計不可	13.5%
18歳-64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率※1	58.9%	推計不可	48.1%
再分配前の子どもの貧困率	32.4%	33.9%	
貧困線	126万円※2		127万円

出所：沖縄県の子どもの貧困率「沖縄県子どもの貧困率調査」（沖縄県）

※1 0歳-17歳以下の子どもと18歳-64歳以下の大人によって構成される世帯

※2 厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」による貧困線を物価調整した値

※3 厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」

#### <貧困の概念>

- 貧困の概念には「絶対的貧困」と「相対的貧困」がある。
- 「絶対的貧困」とは、人々が生活するために必要なものは、食料や医療など、その社会全体の生活レベルに関係なく決められるものであり、それが欠けている状態を示すという考えで、最低限の「衣食住」を満たす程度の生活水準以下と解されている。
- 「相対的貧困」とは、人々がある社会の中で生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づくものである。
- 我が国の「子どもの貧困率」は、子ども全体に占める等価可処分所得が「貧困線」に満たない子どもの割合をいう（相対的貧困率）。
- 「貧困線」とは、「等価可処分所得」の中央値の半分の額をいう。「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得（収入から税金等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得をいう。

## (2) 沖縄県子どもの貧困対策計画

### ア 計画策定の趣旨

平成18年7月、経済協力開発機構（OECD）が「対日経済審査報告書」の中で、日本の子どもの貧困率が上昇しており、働くひとり親の半数以上が相対的貧困の状態にあることなどを報告して以降、我が国でも、子どもの貧困問題への注目が高まった。

沖縄県でも子どもの貧困問題に対する県民の関心が高まり、全国と比べ所得水準が低いことや、ひとり親家庭が多いことなどから、子どもを取り巻く環境が全国より厳しい状況にあることが想定されたが、その実態は把握されていなかった。そこで、平成28年1月、全国に先駆けて子どもの貧困率を推計した結果、子どもの貧困率が29.9%で、全国16.3%の約1.8倍であることが明らかとなった。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の確保を図るため、平成28年3月、「沖縄県子どもの貧困対策計画」を策定し、同計画に基づく子どもの貧困対策を推進するため30億円の「沖縄県子どもの貧困対策推進基金」を設置するとともに、同年6月、県民一体となった子どもの貧困対策を推進するため「沖縄子どもの未来県民会議」を設立し県民運動として対策に取り組んできた。

令和3年度に実施した第1次計画の最終評価においては、保育所等利用待機児童数の減少、放課後児童クラブ平均月額利用料の低減、小中学生の基礎学力の上昇、高校・大学等の進学率の上昇、正規雇用者の割合の増加、困窮世帯の割合の低下など一定の成果が見られた。他方、困窮世帯の割合の改善状況は十分とは言えず、全国との差は縮小したものの依然として、高校・大学の進学率は低く、若年無業者率は高いなど、子どもの貧困の解消に向けて、なお課題が残されている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によって、経済や県民生活に大きな影響が及んでおり、特に非正規雇用労働者やひとり親家庭が困難な状況に陥りやすく、厳しい状況で生活する子どもの増加が懸念されている。

子どもの貧困は、沖縄県において克服すべき重要課題であり、これまでの施策の効果や子どもを巡る社会状況を踏まえ、より実効性のある計画とするため、令和4年3月に策定した「沖縄県子どもの貧困対策計画（第2期）」に基づき、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を60億円に積み増し、市町村と連携し子どもの貧困対策の充実を図るとともに、新たな課題等に対応するために重点施策をより強力に推進する必要がある。

### イ 基本理念

社会の一番の宝である子どもたちが、現在から将来にわたって、その生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける「誰一人取り残さない優しい社会」の実現を目指す。

### ウ 基本方針

子育てや貧困を家庭のみの自己責任とするのではなく、地域や社会全体の問題として取り組む。また、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）や沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例の精神に則り、子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの最善の利益を第一に考えた支援に取り組む。

## (7) 子どもにつながり、支援につなげる仕組みの構築

支援が届いていない、又は届きにくい子どもや家庭に配慮し、支援を必要とする子どもとその家庭の実情の理解に努め、子どもとその保護者に必要な支援及び支援者がつながる仕組みを構築する。

### (イ) 親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援

親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立に至るまでの各ライフステージに即して切れ目のない、また、個々の子どもが抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する。

#### a 教育の支援

学校を地域に開かれたプラットフォームと位置づけ、次世代の沖縄を担う全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるように取り組むとともに、困難な状況にある子どもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実を図る。

#### b 生活の安定に資するための支援

困窮する世帯が社会的に孤立し、一層困難な状況に陥ることのないよう、相談支援の充実を図るとともに、子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりに取り組む。

#### c 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

職業生活の安定と向上に資するよう、保護者が職を得るにとどまらず、多様な雇用形態や安定的な所得の増大その他の支援に取り組むとともに、家庭で家族がゆとりを持って接する時間が確保できる適正な労働環境づくりに取り組む。

#### d 経済的支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の生活基盤の安定に資するよう、生活保護、各種手当、助成や貸付などの様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、支援が必要な世帯への支援の利用を促進する。

### (ウ) 関係機関による連携と県民運動としての展開

国・県・市町村、教育・福祉・医療・労働関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働して取り組む体制を構築するとともに、県民の幅広い理解と協力を得ることにより、県民運動として展開する。

## エ 計画の位置付け

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第1項の規定に基づく「都道府県における子どもの貧困対策についての計画」であるとともに、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の子どもの貧困対策に係る行動計画である。

さらに、本計画の基本理念は、SDGsの理念とも方向性が一致しており、沖縄県SDGs実施指針に基づき、SDGsの目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」をはじめとする各種目標の達成を視野に、統合的な課題解決に向けて全庁的に取り組む。

## オ 計画の期間

令和4年4月から令和9年3月までの5年間

## カ 計画に基づく支援の対象となる者

支援が必要な子どもに必要な支援が届くようにするため、対象とする子どもの年齢については特に定めず、必要な支援ごとに対象者を定めることとする。

## キ 子どもの貧困に関する指標及び目標値

本計画において、全国との比較を含め、沖縄県の子どもの貧困の状況を把握し、施策の効果などを検証・評価するために次の45の指標及び目標値を設定する。

(表5-2) 子どもの貧困に関する指標及び目標値

No	区分	指標名		沖縄県			達成状況	(参考) 全国		
				計画掲載値	直近値	目標値 (R8年度)		計画掲載値	直近値	
1	主要指標	沖縄子ども調査による困窮世帯の割合		23.2% (R3年度)	—	19.8%	—	—	—	
2		電気・ガス・水道料金の未払い経験 【ひとり親世帯】	電気	12.7%	—	11.9%	—	14.8%	14.8%	
			ガス	11.7%		11.1%		17.2%	17.2%	
			水道	10.3%		9.7%		13.8%	13.8%	
			【子どもがある全世界帯】			6.2%		5.6%	5.3%	5.3%
			電気	5.9%		5.2%		6.2%	6.2%	
			水道	5.2%		4.7%		5.3%	5.3%	
				(R3年度)		(H29年)	(H29年)			
3		食料又は衣服が買えない経験 【ひとり親世帯】	食料	42.0%	—	39.3%	—	34.9%	34.9%	
			衣服	44.4%		42.1%		39.7%	39.7%	
		【子どもがある全世界帯】		20.2%	—	18.0%	—	16.9%	16.9%	
		食料	23.0%	20.6%		20.9%		20.9%		
			(R3年度)		(H29年)	(H29年)				
4	経済的な理由により医療機関を受診しなかった経験		6.2% (R3年度)	—	3.2%	—	—	—		
5	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 (ひとり親世帯)			—		—				
	・ 重要な事柄の相談		12.1%		10.5%		8.9%	8.9%		
	・ いざという時のお金の援助		41.5% (R3年度)		33.7%		25.9% (H29年)	25.9% (H29年)		
6	乳幼児期	この地域で子育てをしたいと思う親の割合		95.7% (R2年度)	95.6% (R3年度)	95.5% (R6年度)	達成	95.1% (R1年度)	95.1% (R1年度)	
7		保育所等入所待機児童数 (顕在・潜在)		2,581人 (R3年4月)	2,664人 (R5年4月)	0人 (R6年度)	後退	—	—	
8		ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所、幼稚園)		79.2% (H30年度)	—	87.1% (R5年度)	—	73.3% (H28年度)	73.3% (H28年度)	
9		乳児全戸訪問事業における訪問率		87.9% (R2年度)	89.2% (R3年度)	95.6%	改善	95.6% (H30年度)	95.6% (H30年度)	
10		乳幼児健康診査の受診率								
		・ 乳児		90.4%	89.4%	97.0%	後退	95.3%	88.3%	
		・ 1歳6か月児		90.9%	90.7%	96.0%		95.7%	95.2%	
		・ 3歳児		89.6% (R1年度)	87.9% (R4年度)	94.0% (R6年度)		94.6% (R1年度)	94.6% (R3年度)	
11	養育支援訪問事業の実施市町村数		31市町村 (R3年4月)	32市町村 (R4年4月)	33市町村	改善	—	—		
12	3歳児むし歯有病者率		20.2% (R1年度)	18.9% (R3年度)	20.0% (R4年度)	達成	11.9% (R1年度)	10.2% (R3年度)		

No	区分	指標名	沖縄県			達成状況	(参考) 全国	
			計画掲載値	直近値	目標値 (R8年度)		計画掲載値	直近値
13	小・中学生期	全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差 ・小学校 ・中学校	▲ 0.5 ▲ 4.9 (R3年度)	▲ 3.5 ▲ 6.9 (R5年度)	0.5 0.0	横ばい	—	—
14		授業がわからないことがある児童生徒の割合の所得階層差 ・小学5年生 ・中学2年生	▲ 14.9 ▲ 16.1 (R3年度)	—	▲ 7.4 ▲ 8.0	—	—	—
15		高等学校等進学率	97.7% (R3年3月卒)	97.7% (R4年3月卒)	全国平均	横ばい	98.9% (R3年3月)	98.8% (R3年3月)
16		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	87.5% (R2年3月卒)	87.6% (R4年3月卒)	全国平均	横ばい	93.7% (R2年3月卒)	93.7% (R3年3月卒)
17		中学校卒業後の進路未決定率	1.3% (R3年3月卒)	1.3% (R4年3月卒)	全国平均	横ばい	0.6% (R3年3月卒)	0.7% (R4年3月卒)
18		就学援助制度に関する周知状況 ・進級時 ・入学時	87.5% 95.0% (R3年度)	95.0% 97.5% (R4年度)	100% 100%	改善	81.1% (R3年度)	8231% (R4年度)
19		スクールソーシャルワーカーの配置人数	21人 (R3年度)	20人 (R4年度)	31人	横ばい	2,895人 (R2年度)	3,091人 (R3年度)
20		スクールカウンセラーを配置する学校の割合 ・小学校 ・中学校	100% 100% (R3年度)	100% 100% (R4年度)	100% 100%	達成	67.6% 89.0% (H30年度)	92.1% 97.1% (R3年度)
21		不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合 ・小学校 ・中学校	89.7% 87.3% (R2年度)	83.3% 87.2% (R4年度)	90.0% 90.0%	横ばい	69.4% 63.9% (R2年度)	83.3% 87.2% (R4年度)
22		放課後児童クラブの登録児童数	23,080人 (R3.5月)	24,323人 (R5.5月)	25,090人 (R6年度)	改善	1,348,275人 (R3.5月)	1,392,158人 (R4.5月)
23	子供の貧困対策支援員による支援人数	7,556人 (R2年度)	8,739人 (R4年度)	7,556人	達成	—	—	
24	子供の居場所の利用者数	295,797人 (R2年度)	340,557人 (R4年度)	295,797人	達成	—	—	
25	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者の割合(小学生)	42.8% (R2年度)	42.8% (R4年度)	35.5%	横ばい	—	—	
26	就学援助世帯の児童の中で、学校の歯科検診において、むし歯で要受診とされた者のうち未受診者の割合(小学生)	80.2% (R2年度)	82.5% (R4年度)	65.0%	後退	—	—	



No	区分	指標名	沖縄県			達成状況	(参考) 全国	
			計画掲載値	直近値	目標値 (R8年度)		計画掲載値	直近値
27	高校生・大学生期	県立高等学校中途退学率	1.5% (R2年度)	1.3% (R3年度)	1.4%	達成	—	—
28		生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	2.5% (R1年度)	2.0% (R3年度)	県全体平均	改善	4.1% (R1年度)	3.6% (R2年度)
29		大学等進学率	40.8% (R3年3月卒)	44.6% (R4年3月卒)	42.0%	達成	57.4% (R3年3月卒)	59.5% (R4年3月卒)
30		社会的養護が必要な子どもの大学等進学率	60.0% (R2年3月卒)	54.5% (R4年3月卒)	県全体平均	達成	32.7% (H31年3月卒)	32.7% (H31年3月卒)
31		生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	40.6% (R2年3月卒)	49.3% (R4年3月卒)	全国水準維持	達成	37.3% (R2年3月卒)	39.9% (R3年3月卒)
32		高校卒業後の進路未決定率	11.7% (R3年3月卒)	11.2% (R4年3月卒)	9.2%	改善	4.4% (R3年3月卒)	4.4% (R4年3月)
33		高校卒業後の進学希望割合の所得階層差	▲ 14.3 (R1年度)	▲ 14.0 (R4年度)	▲ 7.1	横ばい	—	—
34		困窮世帯の高校生を対象とした学習支援による大学等進学率	84.7% (R3.3月卒)	83.4% (R5.3月卒)	85%以上	横ばい	—	—
35		不登校生徒が学校内外で相談・指導等を受けた割合(高校)	71.0% (R2年度)	76.9% (R3年度)	80.0%	改善	61.6% (R1年度)	68.6% (R3年度)
36	支援を要する若者	若年無業者率(15歳～34歳人口に占める無業者の割合)	4.1% (R2年)	2.6% (R4年)	3.5%	達成	2.8% (R2年)	2.3% (R4年)
37		子ども・若者支援地域協議会設置件数	2件 (R3.1月)	3件 (R4年度)	5件—	改善	128件 (R3年1月)	134件 (R3年度)
38	保護者	就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の数(累計)	839人 (R2年度)	999人 (R4年度)	1,140人	改善	—	—
39		就職相談から就職に結びついたひとり親家庭の割合	32.7% (R2年度)	60.5% (R4年度)	38.0%	達成	—	—
40		ひとり親家庭の正規雇用者(役員を除く)の割合	51.3% (H30年度)	—	60.8% (R5年度)	—	48.4% (H28年度)	48.8% (R3年度)
41		ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合(母子世帯)	30.6% (H30年度)	—	42.2% (R5年度)	—	42.9% (H28年度)	46.7% (R3年度)
42		ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合(母子世帯)	78.4% (H30年度)	—	71.2% (R5年度)	—	69.8% (H28年度)	56.9% (R3年度)
43	雇用の質の改善等	産業別、常用労働者の1人月間現金給与額(規模5人以上)における「きまって支給する給与」(全産業平均)	220,161円 (R2年)	218,261円 (R4年)	240,773円	横ばい	262,325円 (R2年)	267,461円 (R4年)
44		正規雇用者(役員を除く)の割合	60.7% (R2年)	60.3% (R4年)	62.3%	後退	62.9% (R2年)	63.1% (R2年)
45		1週間に6日以上働く割合の所得階層差 ・母親 ・父親	▲ 5.3 ▲ 22.9 (R3年度暫定値)	▲ 5.3 ▲ 22.9 (R3年度)	▲ 2.6 ▲ 11.4	横ばい	—	—

(表5-3) 子どもの貧困に関する参考指標

No	区分	指標名	沖縄県		全国	
			計画掲載値	直近値	計画掲載値	直近値
1	小・	社会的養護が必要な子どもの高等学校等進学率	97.8% (R2年3月卒)	100% (R3年3月卒)	95.3% (H31年3月卒)	95.3% (H31年3月卒)
2	中学	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後)	1.4% (R2年3月卒)	2.5% (R4年3月卒)	1.0% (R2年3月卒)	1.0% (R3年3月卒)
3	生 期	小学校児童の不登校 (児童千人当たり)	15.3人 (R2年度)	18.8人 (R3年度)	10.0人 (R2年度)	13.0人 (R3年度)
4		中学校生徒の不登校 (生徒千人当たり)	43.0人 (R2年度)	50.9人 (R3年度)	40.9人 (R2年度)	50.0人 (R3年度)
5		放課後児童クラブ平均月額利用料	9,239円 (R2年度)	9,426円 (R4年度)	—	—
6		就学援助率	24.13% (R2年度)	23.98% (R3年度)	14.42% (R2年度)	14.22% (R3年度)
7		地域等における子どもの学習支援 (無料塾等)	39市町村 (R2年度)	37市町村 (R3年度)	—	—
8	高校	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校卒業後)	34.4% (R2年3月卒)	33.8% (R4年3月卒)	43.6% (R2年3月卒)	39.6% (R4年3月卒)
9	生 期	社会的養護が必要な子どもの就職率 (高等学校卒業後)	28.0% (R2年3月卒)	40.9% (R3年3月卒)	62.9% (H31年3月卒)	62.9% (H31年3月卒)
10		高等学校生徒の不登校 (生徒千人当たり)	18.9人 (R2年度)	19.7人 (R3年度)	13.9人 (R2年度)	16.9人 (R3年度)
11		高等学校中途退学率	1.7% (R2年度)	2.1% (R3年度)	1.1% (R2年度)	1.2% (R3年度)
12		高等教育機関への進学率 ・高等学校(全日制・定時制)卒業後 ・高等学校等卒業後	73.5% 62.1% (R3年3月卒)	75.8% — (R4年3月卒)	79.5% 76.1% (R3年3月卒)	80.5% — (R4年3月卒)
13	保 護 者	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	75.1% (H27)	73.8% (R2)	80.8% (H27)	82.1% (R2)
14		ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	80.6% (H27)	79.2% (R2)	88.1% (H27)	88.2% (R2)
15		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (母子世帯)	40.0% (H27)	47.9% (R2)	44.4% (H27)	49.2% (R2)
16		ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 (父子世帯)	57.5% (H27)	63.2% (R2)	69.4% (H27)	72.9% (R2)
17		家庭生活支援員 (ヘルパー) の登録総数	1,069人 (R2年度)	1,090人 (R3年度)	—	—
18	そ の 他	市町村要保護児童対策地域協議会に登録されている要保護児童等数 ・要保護児童数 ・要支援児童数 ・特定妊婦数	1,141人 1,962人 75人 (R3年4月)	1,258人 2,611人 84人 (R4年4月)	170,231人 84,946人 8,253人 (H31年4月)	135,249人 55,563人 12,174人 (R4年4月)
19		不良行為少年補導人員 (19歳以下の少年人口千人当たり)	20.9人 (R2年)	19.4人 (R4年)	15.9人 (R2年)	15.9人 (R2年)

## ク 子どもの貧困対策実施状況

本計画に掲げる45の指標のうち、11指標（24.4％）が達成、9指標（20.0％）が改善。

（表5-4）本計画に掲げる指標の改善状況等

区 分	達成	改善	横ばい	後退	比較データ 無し
全体（45）	11	9	11	4	10
主要指標（5）					5
乳幼児期（7）	2	2		2	1
小・中学生期（14）	3	2	7	1	1
高校生・大学生期（9）	4	3	2		
支援を要する若者（2）	1	1			
保護者（5）	1	1			3
雇用の質の改善等（3）			2	1	

### (3) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金

子どもの貧困対策を推進することを目的として、県が行う事業の費用及び市町村が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、沖縄県子どもの貧困対策推進基金を設置している。

平成28年度から令和3年度までの6年間で30億円、令和4年度から令和13年度までの10年間で約60億円の基金を財源として事業を実施又は支援することとしている。

(表5-6) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用する事業【令和4年度】

事業名（所管課）	事業概要
<p>子どもの貧困対策推進基金事業 （子ども未来政策課）</p>	<p>①子どもの貧困実態調査事業 沖縄県の子どもの貧困対策を効果的に実施する上で必要となる子どもとその保護者の生活実態や支援ニーズ等を把握することを目的として、ライフステージに沿った調査（高校生調査）を実施する。</p> <p>②無業状態にある青少年に関する調査事業 無業状態にある青少年の人口を推計するため、学校や支援機関等への聞き取り調査を実施し、無業状態となった青少年の現状を把握するとともに、今後の実態調査に向けた基礎資料とするため、その特徴を分析する。</p> <p>③子どもの貧困問題理解増進研修事業 県内小中学校及び高等学校の教職員等を対象に研修や有識者による講演会等を開催する。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>子どもの貧困対策市町村支援事業 （子ども未来政策課）</p>	<p>市町村が実施する就学援助制度の充実及び子どもの貧困対策に資する単独事業に対し、交付金を交付する。</p>
<p>沖縄子どもの未来県民会議負担金事業 （子ども未来政策課）</p>	<p>①子どもに寄り添う給付型奨学金事業 児童養護施設を退所する者、里親等の委託措置を解除される者を対象に、大学や専門学校等の進学にかかる入学金・授業料の全額、教材等の定額を奨学金として給付する。</p> <p>②県外大学等進学サポート事業 低所得世帯の高校生で、県外大学等（専門学校を含む）への受験又は進学をする者に、1人10万円を上限とし渡航</p>

	に要する旅費を支給する。
ヤングケアラー等寄り添い支援事業 (子ども未来政策課)	困難を抱える子ども(ヤングケアラーを含む)や家庭を訪問し、必要な支援を直接届ける体制及び必要な支援に繋げる体制を実証するとともに、必要とされる支援体制の検証を行う。
ヤングケアラー支援体制強化事業 (青少年・子ども家庭課)	ヤングケアラーの支援体制を強化するため、実態調査及び福祉・介護・医療・教育等の関係機関(要対協構成機関も含む)職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する。
若年妊産婦支援促進事業 (子ども未来政策課)	若年妊産婦の居場所の設置促進を図るため、市町村へのアンケート調査や「若年妊産婦支援」をテーマとしたシンポジウムを開催するほか、若年妊産婦向けの情報収集・発信(SNS等)や、若年妊産婦を対象に含めたイベント及び各種講座を開催する。
ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用支援事業 (子ども未来政策課)	ひとり親家庭や低所得世帯等に対して、放課後児童クラブの利用料減免を実施する市町村へ補助金を交付する。
ひとり親家庭・低所得子育て家庭日常生活支援事業 (青少年・子ども家庭課)	ひとり親家庭や低所得子育て家庭が、ケガや病気、就職活動などで援助が必要になった場合に、生活支援、子育て支援のためのヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する。
ひとり親家庭技能習得支援事業 (青少年・子ども家庭課)	ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、就労環境の改善(勤務条件の向上や転職等)に役立つ技能の習得支援と受講中の子どもの一時預かり等の子育て支援を行う。
沖縄子供の貧困緊急対策事業 (子ども未来政策課)	市町村の区域を超える広域的な範囲を対象とした居場所の運営や、子供の居場所に対するボランティアの派遣、ネットワークの整備、貧困対策支援員などを含めた関係者に対する研修等の実施のほか、事業の分析・評価を行う。
子どもの居場所応援事業 (子ども未来政策課)	県内の子どもの居場所において、物価高騰の影響に左右されることなく、安定した運営及び子どもへの支援を行えるよう、居場所運営に係る経費の一部を補助する。

<p>こども医療費助成現物給付支援事業 (地域保健課)</p>	<p>こども医療費助成制度を確実に実施し、安定した事業運営を図ることを目的とし、現物給付に伴い生ずる市町村の国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の一部を補助する。</p>
-------------------------------------	---

#### (4) 沖縄子供の貧困緊急対策事業

全国に比べて特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、内閣府の補助を受けて、平成28年度から、市町村と県において子どもの貧困対策に資する事業を行っている。

##### ア 市町村事業

市町村においては、主に「子供の貧困対策支援員」の配置と、「子供の居場所」の運営支援を行っている。

##### 令和5年3月1日現在

- ①子供の貧困対策支援員 117人 (31市町村)
- ②子供の居場所 160箇所 (28市町村)

##### イ 県事業

県においては、令和4年度は表5-7の事業を実施した。

(表5-7) 沖縄子供の貧困緊急対策事業の実施状況 (沖縄県事業)【令和4年度】

事業名	事業概要
県立高校の居場所づくり運営支援事業	高校生の不登校・中途退学防止に向けて、就学の継続を支援するため、高校内に居場所(支援員常駐)を設置し、学校と連携して相談支援等を行う。 令和4年度は12校に設置・運営。
支援員及び子供の居場所の活動支援事業	子供の貧困対策支援員や子供の居場所運営者等に対し、資質向上を目的とした研修を実施するほか、子供への支援や居場所の運営等のあり方について情報の共有や助言を行う支援コーディネータ等を配置する。
子供の居場所学生ボランティアコーディネート事業	県内11の大学・短大・高専等の学生向けに、学生サポートボランティアを募集・事前研修・登録を行い、派遣を希望する子供の居場所とマッチングし、学生ボランティアを派遣する。
分析・評価・普及事業	子ども達を必要な支援に繋げる仕組みづくりのため、学校版スクリーニングを実施するとともに、事業の成果を取りまとめて分析評価を行い好事例や改善点を明らかにする。

<p>拠点型子供の居場所運営事業</p>	<p>通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子供に対し、専門的な個別支援を行う拠点となる子供の居場所を設置する。</p>
<p>子供の居場所ネットワーク事業</p>	<p>子供の居場所や子ども食堂がゆるやかにつながり、支え合う全県的なネットワークを構築し、居場所同士の情報交換や支援受入などの中間支援を行う。</p>
<p>離島及び広域相談体制整備事業</p>	<p>離島における子供の貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、地元の関係機関等と連携・協力の上、実態把握・相談、子供支援の拡充に係る活動を行う。 また、県内全域を対象とする電話・メール等による広域相談にも対応する。</p>
<p>食支援連携体制構築事業</p>	<p>地域で食事支援を行う居場所や十分に食事を摂ることが難しい家庭に対し、食品を安定的に供給する体制を整備することで、生活の安定と居場所の持続的活動の支援を行う。</p>
<p>保健に関する相談支援事業</p>	<p>貧困の要因となり得る若年妊娠などの問題に対応するため、各子供の居場所等に共通した「保健室」の役割・機能を担う拠点を設け、性に関する悩みなど保健に関する相談や居場所等への助産師の派遣などを行う。</p>

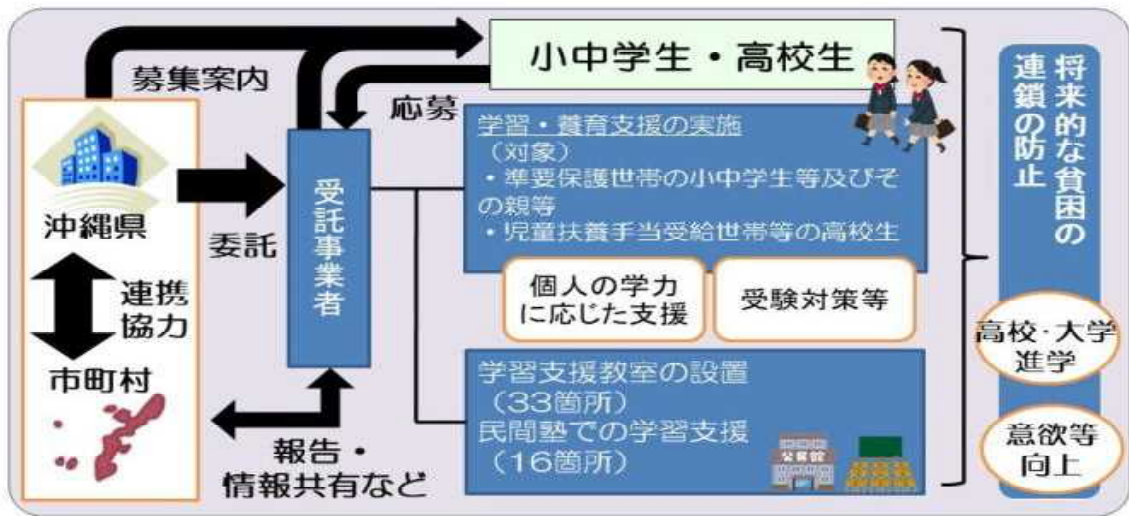


(5) 子育て総合支援事業

沖縄県の高校・大学進学率は、全国最下位の状況にある。また、沖縄県が実施した「沖縄子ども調査」において、経済的な事情により子ども（小・中・高校生）を塾へ通わせることができないとする困窮世帯が小・中学生で約3割、高校生で約8割いることが分かった。（※小中学生調査では、1年間の経験を聞くなど、高校生調査とは調査内容が異なるため単純には比較できない。）

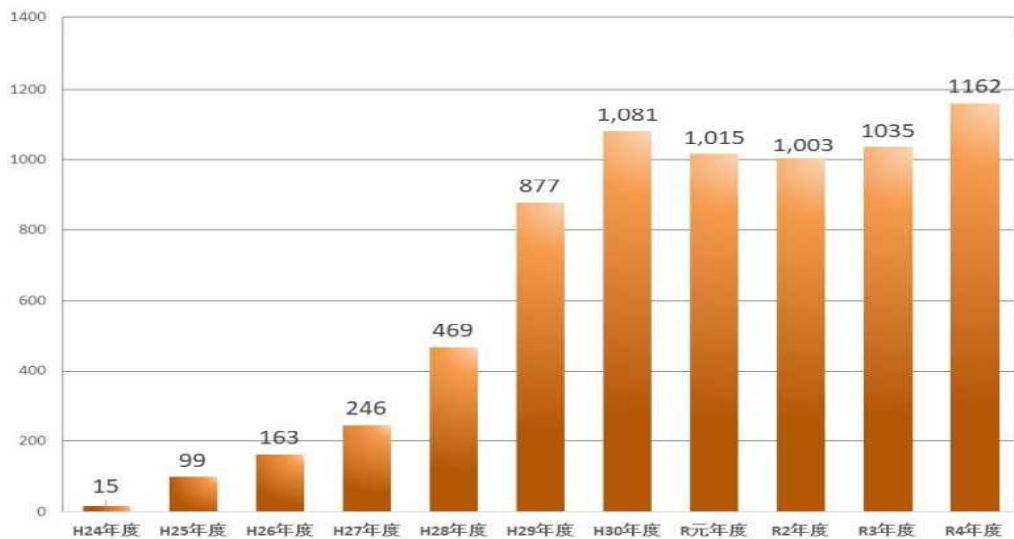
これらのことから、学習意欲や進学希望・能力を持ちながら、経済的な事情により学習塾へ通うことができない子どもに対して学習支援等を行い、就学や進学を後押しすることで、親の貧困が子どもの学習環境に影響を及ぼし、学習の遅れによって、その後の貧困に繋がる“貧困の連鎖”を防止する。

(図5-8) 低所得世帯の小中高生への学習支援スキーム



(図5-9) 子育て総合支援事業により学習支援を受けた子どもの数

(令和3年度までは「子育て総合支援モデル事業」)



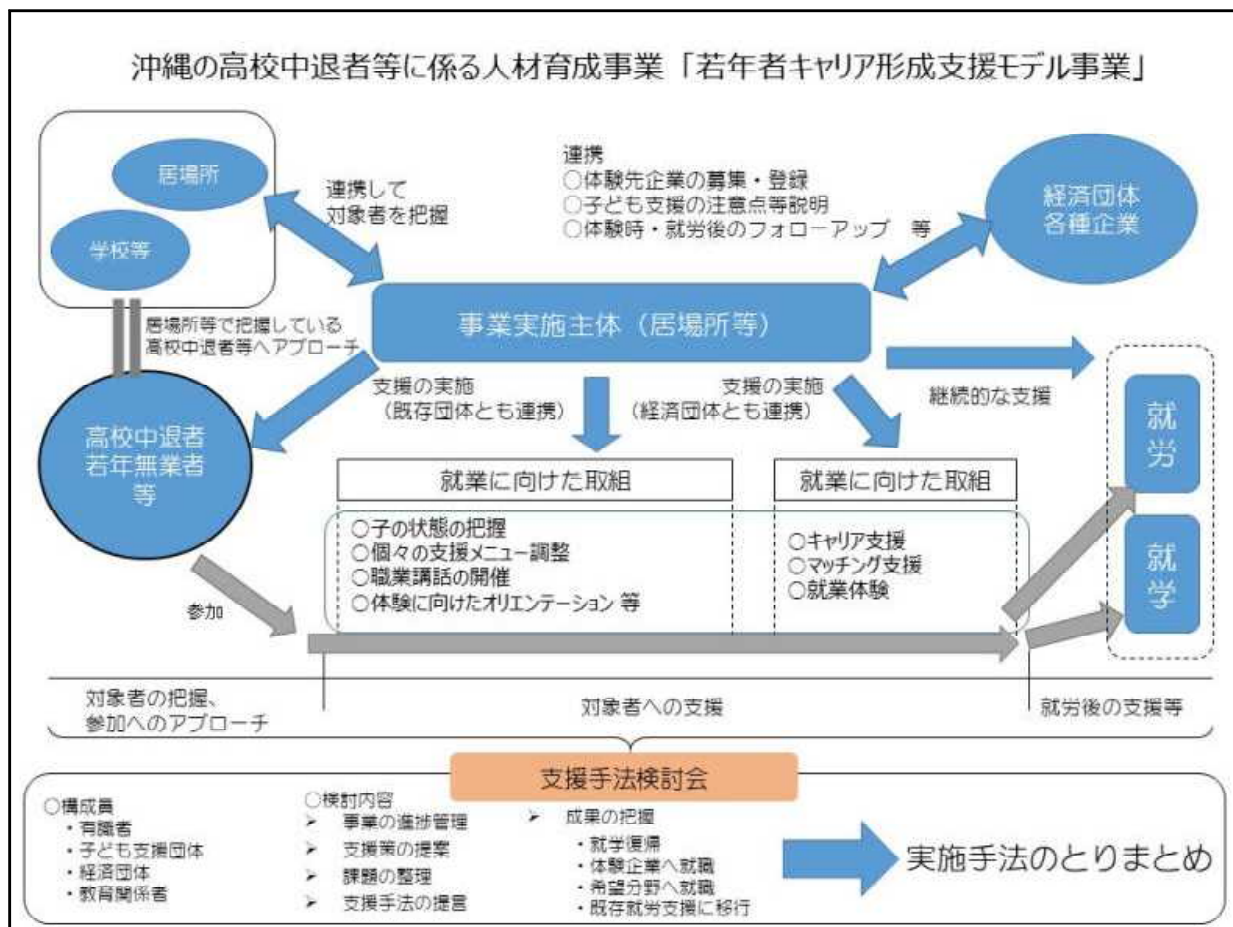
- 令和4年度 高校合格率：99.4% 大学等合格率：83.4%
- 児童生徒の学習習慣の定着、学力の向上による志望校への合格、講師等とのコミュニケーションを通じた生活習慣の改善や自己肯定感の向上等に繋がっているものと考えられる。

## (6) 若年者キャリア形成支援モデル事業

これまでの貧困対策の推進により、子供の居場所の設置が進み、様々な困難を抱える子どもとつながることが出来てきた一方で、子どもを自立へつなげるのが課題として認識されるようになってきた。

こうした課題に対応するため、令和2年度から令和4年度の3年間、居場所等でつながっている社会生活に困難を有する若年者等に対し、企業（経済団体）等と連携し、職場体験実習等を通じて生活習慣や就業意識等を身につけるキャリア形成支援を個々の状況に応じて行い、社会で自立できる人材へと育てるとともに、効果的な支援手法をとりまとめた。

(図5-10)「若年者キャリア形成支援モデル事業」事業スキーム



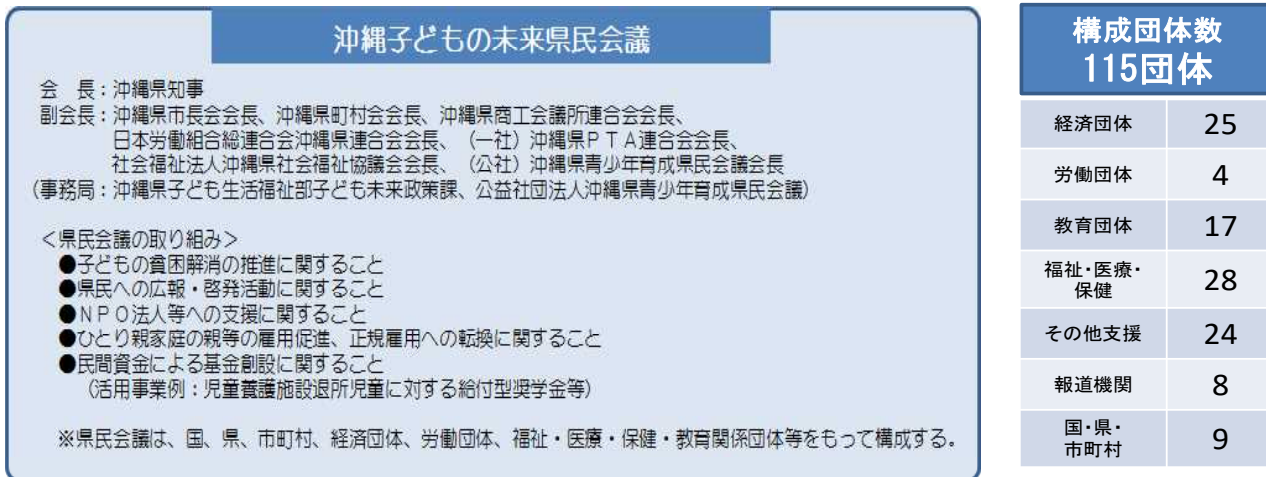
とりまとめた支援手法については、拠点型子どもの居場所や若年妊産婦の居場所等に共有した。今後、とりまとめた支援手法が県内の各居場所の運営に活用され、地域において関係者同士がつながり合い、協働しながら子どもの自立に向けた支援につながることが期待される。

## (7) 沖縄子どもの未来県民会議

平成28年6月に設立した沖縄子どもの未来県民会議は、社会の一番の宝である子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困の解消に向けて官民一体となって取り組んでいます。



(図5-11) 県民会議の構成図



### ア 県民会議の主な事業

県民会議では、企業や県民の皆様からいただいた寄付財源を活用し、行政で実施が困難な事業や民間企業と連携して以下の事業を実施している。

(表5-12) 主な事業の実施状況【令和4年度】

事業名	事業概要
子どもに寄り添う給付型奨学金事業	児童養護施設を退所する者、里親等の委託措置を解除される者を対象に、大学や専門学校等の進学にかかる入学金・授業料の全額、教材費等の定額を奨学金として給付する。
子ども未来応援助成事業	子どもたちの将来が、生まれ育った環境に左右されることなく成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困解消の推進に資する事業に対し助成金を交付する。
食支援連携事業（おきなわこども未来ランチサポート）	行政と企業が連携し、企業から提供を受けた食料品等を郵便の配送網を活用して子どもの居場所等へ届けることにより、子どもや困窮家庭に対する食の支援と居場所の持続的な活動を支援する。

<p>日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社との協定に基づく食材提供支援</p>	<p>県内のフランチャイズ加盟店より提供される食品を子どもの居場所等に提供することにより、子どもの居場所の安定的かつ継続的な活動を推進するとともに、食品ロスの削減を図る。</p>
<p>県外大学等進学サポート事業</p>	<p>低所得世帯の高校生で、県外大学等（専門学校を含む）への受験又は進学をする者に、1人10万円を上限とし渡航に要する旅費を支給する</p>
<p>普及啓発事業</p>	<p><b>&lt;協働促進イベントの開催等&gt;</b>  構成団体等が主催する各種イベントと連携した周知・広報を行うとともに、企業等への寄付要請活動や、子どもたちへの支援活動に積極的に取り組み、多大な貢献をされた企業等に対する感謝状贈呈を行う。</p> <p><b>&lt;公式ホームページ等による情報発信&gt;</b>  県民運動や県民会議の支援活動等について広報を行う。また、ホームページやSNSを効果的に活用した情報発信を行う。</p> <p><b>&lt;その他の広報及び寄付活動&gt;</b>  ポスターやリーフレットを活用した広報を実施するほか、ニュースレターを定期的に発行し、支援を受けた子どもたちの声を構成団体や寄付者へ届ける。</p>

